

Q 健康診断で異常所見が見られたときは、会社としてどのように対応すればよいか

A

異常所見があると診断された場合は、健康診断の日から3ヶ月以内に医師から意見聴取をするとともに、その意見を健康診断個人票に記載しなければなりません（安衛法 66 条の 4）。

さらに、必要があると認める場合には、「就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置」、「作業環境測定の実施、施設または設備の設置・整備」、「医師の意見の衛生委員会等への報告」等を行わなければなりません（安衛法 66 条の 5）。